

青森県後期高齢者医療広域連合職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十四日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合規則第二号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合職員の管理職手当に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

六万二千三百円

を

五万四千円

に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。